

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 工 事 名 下流水資料館漏水等補修工事 (オープンカウンター方式)
- 2 工 事 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字江口地内
- 3 工 期 契約締結の翌日から60日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 令和7・8年度一般競争(指名競争)有資格業者のうち、建設工事の工種区分「建築一式工事」の認定を受けている者。
- 3 見積書等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
 - 3) 見積書提出期限 **令和7年7月10日 11時** まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川
FAX 0942-26-1525
総務課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
 - 5) 質問書提出期限 **令和7年7月7日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和7年7月11日 11時** までとします。
 - 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

下流用水資料館漏水等補修工事

仕 様 書

令和 7 年 7 月

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、下流用水資料館漏水等補修工事に適用する。

第2節 概 要

1. 場 所 佐賀県三養基郡みやき町 大字江口地内
2. 内 容 資料館の雨漏り補修及び衛生器具の部品取替を行うものである。

第3節 施工期間

契約締結の翌日から60日間とする。

第4節 建設副産物等

関係法令に基づき、受注者の責において適正に処理するものとするが、搬出先について担当職員に報告すること。

第2章 工 事

第1節 共 通

補修は図示の範囲とするが、現地状況により設計変更の必要が生じた場合は、担当職員と速やかに協議する。

第2節 基礎立ち上がり雨漏り補修

ひび割れ補修を行い、塗膜防水の塗布を行う。塗膜防水は水性系とする。

第3節 内装壁、床修繕

下足入れ撤去後の内壁、床の修繕を行う。

第4節 部品交換

図に示す衛生器具の部品取替を行う。

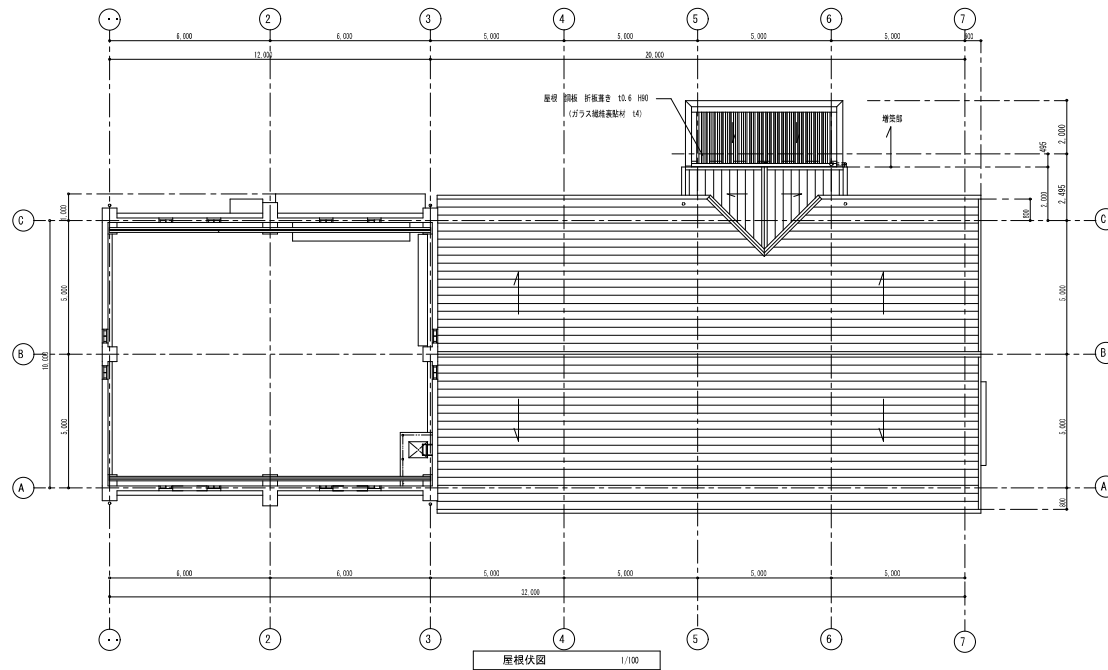
第5節 発生材処理

第1章第4節による。

以 上

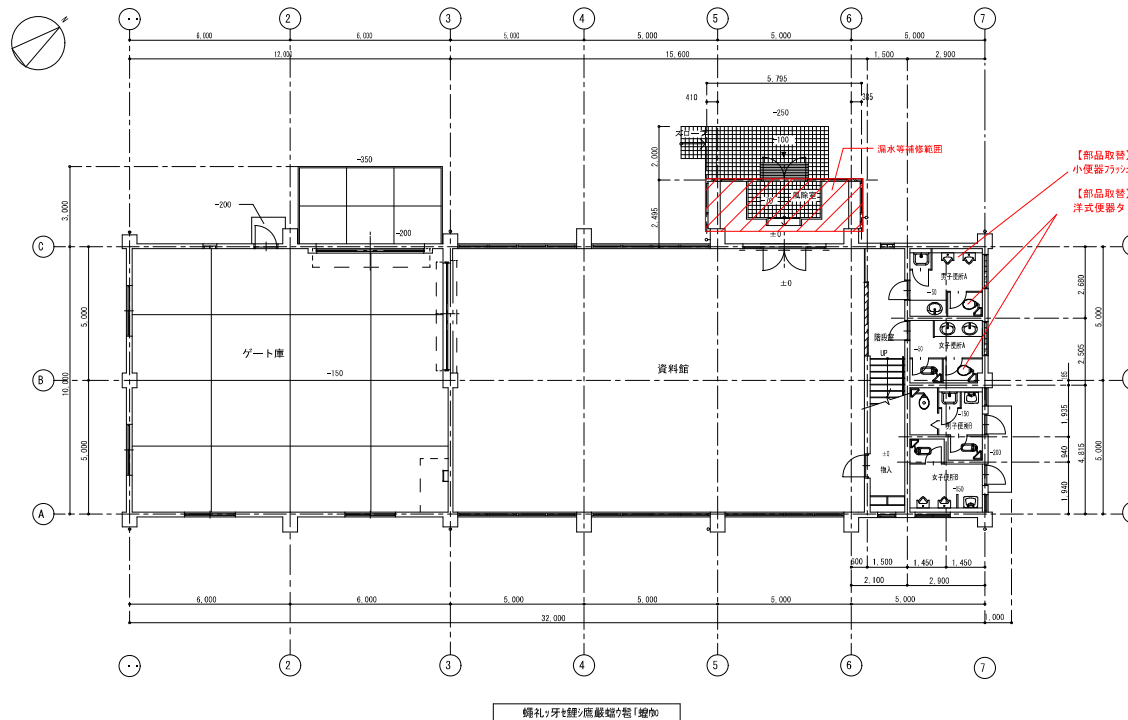
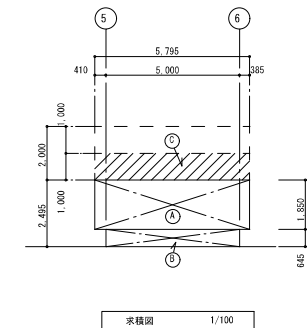
下流用水資料館漏水等補修工事

別添図



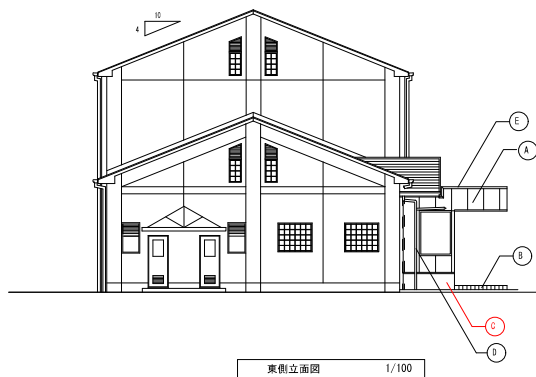
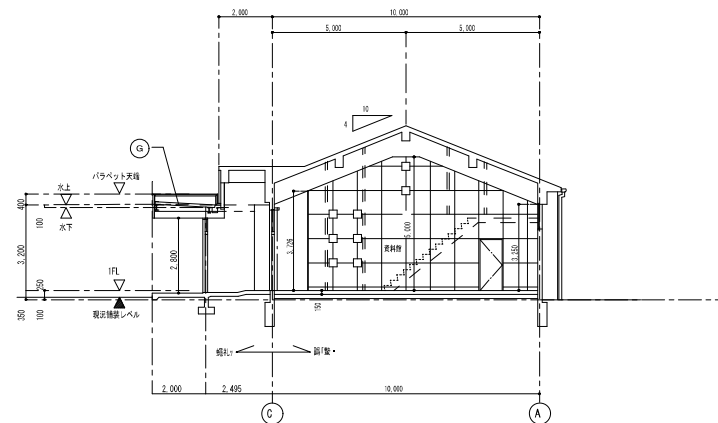
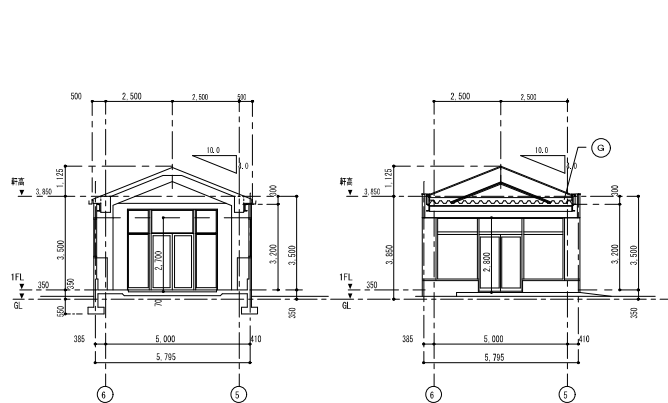
凡例	
	鉄筋コンクリート造壁
	押出成型セメント板 t60

求積表 (㎡)			
増築床面積		増築建築面積	
④	5.795×1.85	④	5.795×1.85
⑤	5.0×0.645	⑤	5.0×0.645
		⑥	5.795×1.0
13.94		19.74	
床面積			
	既存部	増築部	合計
1F	320.00	13.94	333.94
2F	37.73	-	37.73
計	357.73	13.94	371.67
増築面積			
	既存部	増築部	合計
1F	326.00	19.74	345.74

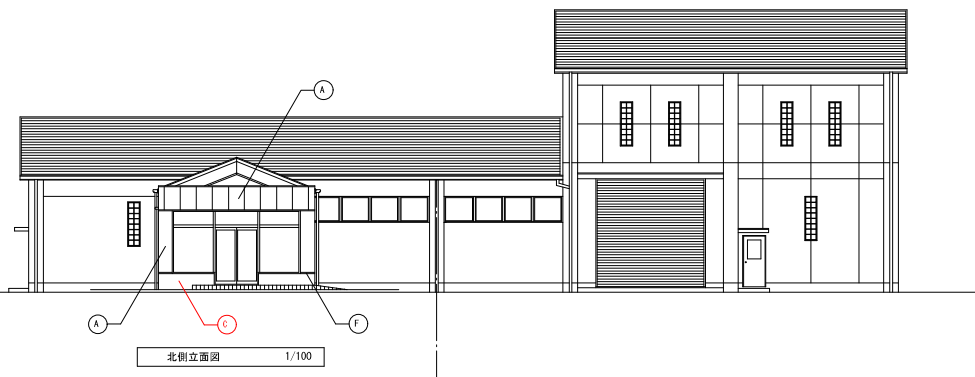


【特記】 なき事項は既設のまま

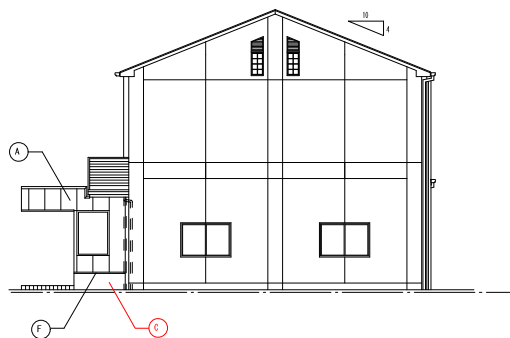
工事名 下流水資料館漏水等補修工事	
名 称 求積表、平面図	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所	



東側立面図 1/100



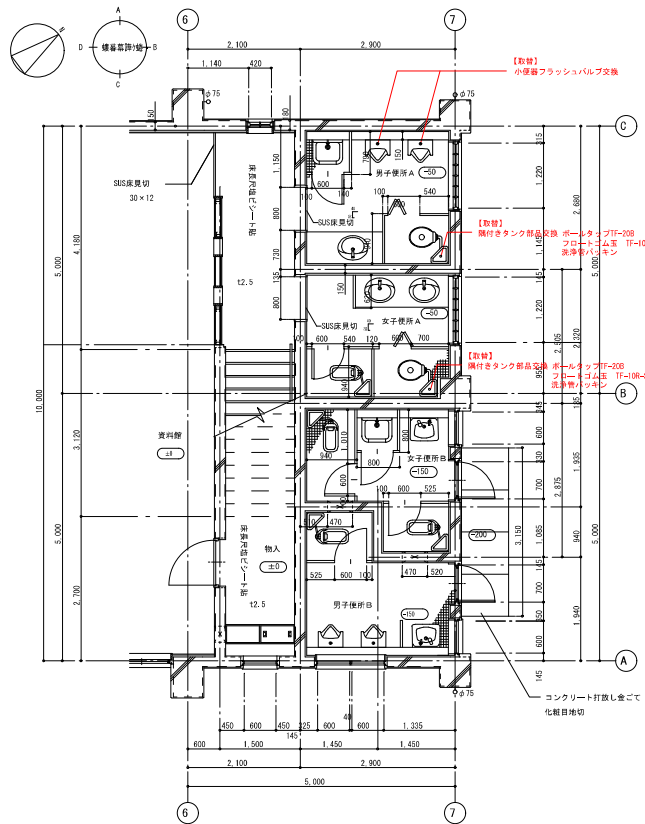
北側立面図 1/100



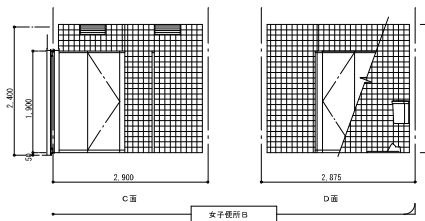
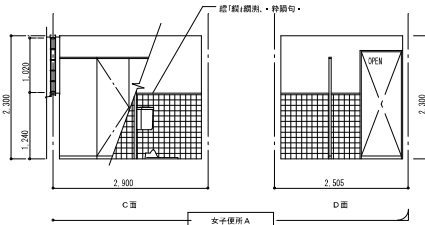
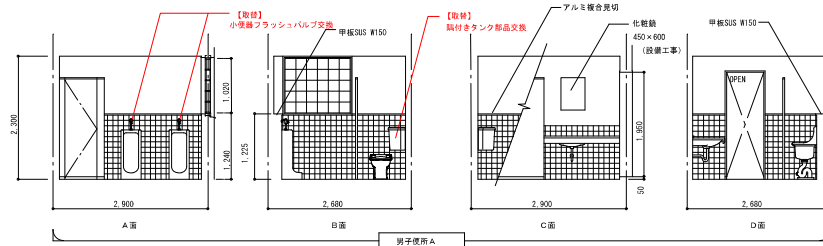
西側立面図 1/100

(A)	外壁 押出成形セメント板 t60 吹付タイル
(B)	磁器質150角タイル貼
(C)	コンクリート打放し 下地調整のうえ塗膜防水塗布
(D)	疎水塩ビ壁紙 カラーV P φ100
(E)	アルミ笠木
(F)	アルミ水切
(G)	金属折板屋根腐食部分のシーリング、防水テープ等の簡易補修
(H)	
(I)	

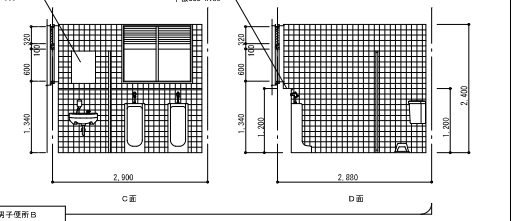
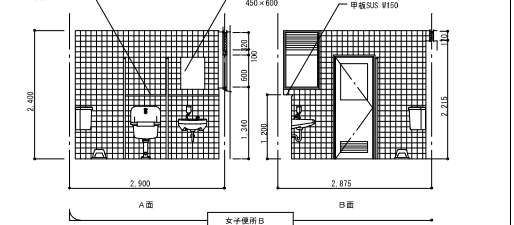
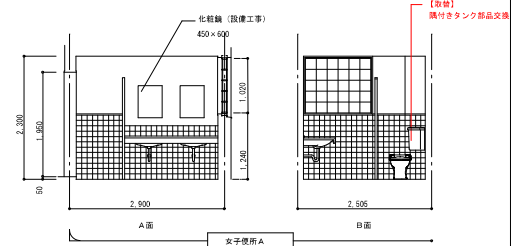
工事名	下流用水資料館漏水等補修工事
名称	立面図、断面図
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所	



平面詳細図 1/50



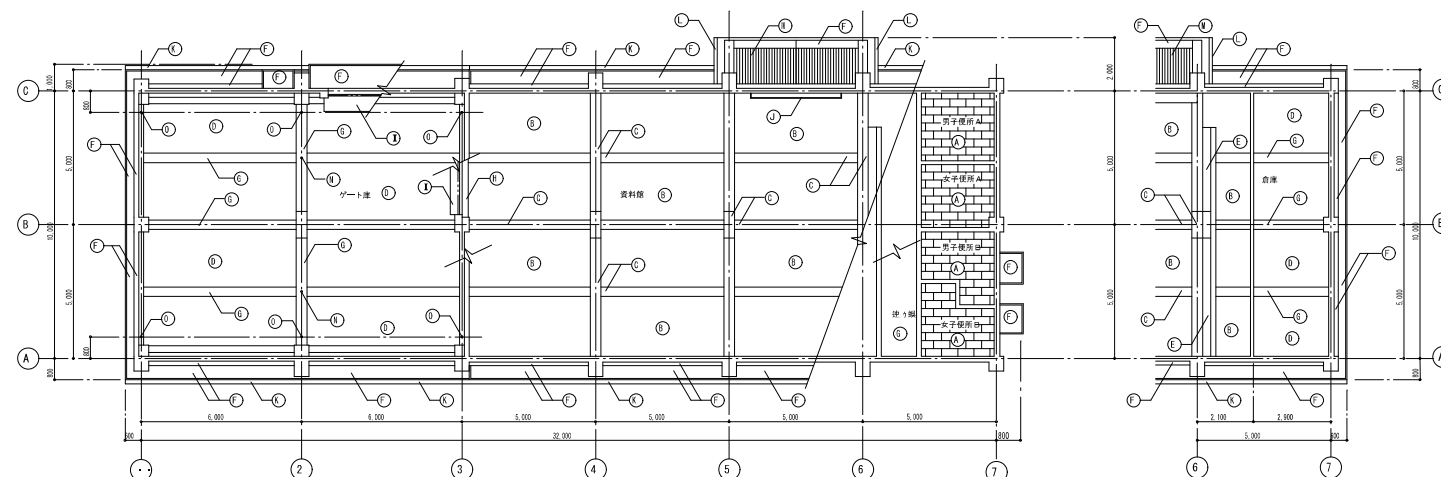
男子便所A・女子便所A	
床	磁器質タイル 50角
床木	陶器質タイル 100角
壁	磁器質タイル 100角
壁	モルタル金こて t25 EP
天井	化粧石膏ボード t9.5
備考	



女子便所B・男子便所B	
床	磁器質タイル 50角
床木	陶器質タイル 100角
壁	磁器質タイル 100角
壁	モルタル金こて t25 EP
天井	化粧石膏ボード t9.5
備考	

凡 例

A	化粧石膏ボード
B	内装用磁器質タイル 下地部断熱ボード打込 t20
C	内装用磁器質タイル 下地部 コンクリート打込
D	木モセメント板打込 t20
E	内装用磁器質タイル 下地部 t9.5
F	コンクリート打込 磁器質タイル
G	コンクリート打込
H	アルミ製サッシ 220×210 t1.2 EP
I	サッシガラス 複層ガラス
J	ガラスサッシ 複層ガラス 150×80
K	ガラス窓入換装置と軒樋 W=150
L	ガラス窓入換装置と軒樋 W=120
M	アルミスパンデル t1.0
N	3用市込みフック
O	1用市込みフック
P	
Q	



1階天井伏図 1/100

2階天井伏図 1/100

工事名	下流用水資料館漏水棟補修工事
名 称	部分詳細図、展開図
登録番号	登録番号
独立行政法人水資源機構 筑後川下流域総合管理所	

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$

$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$

$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年7月3日に交付された下流用水資料館漏水等補修工事の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。